平成２２年（フ）第１２３号
大分市大字畑中393番地の２パークタウン畑中ＮＣ305
破産者　矢野　法子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２３号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木726番地２
破産者　入　　孝敏
１　決定年月日　平成22年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
群馬県前橋市大利根町１丁目17番地３
破産者　鎌田　良子
１　決定年月日　平成22年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９４号
長崎県佐世保市湊町２番９号　松尾ビル401
破産者　内山洋一郎
１　決定年月日　平成22年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第９４号
山形県鶴岡市勝福寺字中通72番地
破産者　佐藤　　力
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１４３号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦7601番地１、開始決定時の住所滋賀県彦根市田附町2034番地44
破産者　上林サービスこと　上林　信秀
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７８８号
大阪府吹田市内本町３－１－10－103、開始決定時の住所大阪府吹田市東御旅町10番14－304号
破産者　中西　清貴
１　決定年月日　平成22年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０２号
北海道江別市豊幌美咲町40番地の５
破産者　渡邊　由香（旧姓木城）
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５号
北海道苫小牧市見山町３丁目10番２号
破産者　金井　　努
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７５０号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目12番４号
破産者　高橋　明美
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６３号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番６－105号
破産者　鈴木惠美子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６７号
仙台市太白区向山１丁目15番14号　向山グリーンハウス201
破産者　鈴木　一義
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
宮城県登米市迫町新田字糠塚85番地２
破産者　西山　美和
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第７５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地61　三菱化学社宅２棟101号
破産者　齊藤　義明
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１９２号
茨城県結城市結城作141－28、開始決定時の住所茨城県結城市大字結城6977番地５
破産者　髙﨑　　明
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県富津市青木135番地
破産者　岡田　　忠
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２７号
千葉県富津市青木135番地
破産者　岡田美智子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３１号
千葉県富津市障子谷176番地８
破産者　能城由美子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県木更津市中野352番地
破産者　明石　米子
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部